

～Bridge通信～

No.18 平成25年9月発行

『薬師家の人々』から学ぶ労務管理のポイント！

第7回 若年者雇用を鹿児島県が後押し！



永吉さん、うちも会社を設立してから、8年目に入ったね～。
創業時からのメンバーも同じく歳を重ねていっているし、先日採用した
薬師君のような若い人をもっと雇ってみたいんだが、何か補助金的な
ものは無いかな？

それなら社長！鹿児島県が「雇用拡大事業」を委託できる民間事業
者を探していましたよ！委託契約を結び、事業拡大（商品開発や販路
拡大等）に伴い、従業員を雇うことで生じた人件費等を補助してくれる、
「**若年者雇用・人材育成事業（起業支援型地域雇用創造事業）**」
ができました！

おお！いいね！じゃあ、活用するにはどんな条件があるんだい！？

はい。利用できる事業主と、やろうとしている事業の主な条件、
補助内容は、次のとおりです。

【主な条件】

- ① 起業後10年以内である個人、または法人であること
- ② 39歳以下の若年未就職者（失業者）をフルタイムで、かつ、
ハローワークから雇い入れること
- ③ すでに補助金を受けている事業内容ではないこと
- ④ 建設・土木事業ではないこと …など

【補助内容】

新規雇用失業者1人につき、人件費や研修費等を合わせて、
1年に限り2,800千円を上限に支給する（※）
（※平成25年12月～平成26年3月は、1,626千円を上限）

雇った従業員の賃金は十分にまかなえそうだな！注意点は！？

はい。注意点は次のとおりです。

- ① 事業計画書等を作成し、**平成25年10月10日までに**、鹿児島
商工会議所に必要書類を添付して提出すること
- ② 事業計画が認定され、鹿児島県と事業の委託契約を結んでから、
人材の募集や雇用をしなければならないこと
- ③ OJT、OFF-JTの社員教育を行わなければならないこと
- ④ 鹿児島県全体で200人分の予算しかないため、事業計画の内容
によっては審査の結果、落とされる可能性があること
- ⑤ 新規雇用失業者に支払う賃金のための通帳を新しく作る必要
があること

【 詳細は、本補助金のサポート団体の鹿児島商工会議所へ 】



(有)上東労務管理事務所

子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市薬師二丁目24番26号

TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680

上東事務所



ホームページもご覧ください